

## 令和5年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援事業Q & A

### Q 1 今回の追加給付金の目的は

国が定める公定価格等により経営を行っている介護サービス事業所・施設等（以下「事業所等」という。）では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを安定的に提供できるよう、令和5年10月にLPガス使用に係る経費の一部及び食材費の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給したところですが、物価高騰により厳しい経営環境が続いていることからLPガス使用に係る経費の一部について引き続き支援するものです。

### Q 2 LPガスを使用していることを証明する必要があるか

今回の給付は、令和5年10月に給付金を受給された事業所等を対象に追加で給付するものですので、改めて証明（申出）する必要はありません。

### Q 3 同じ法人が複数の事業所等を経営している場合、例えば、介護老人福祉施設と通所介護を行っている場合、給付金はどのように支給されるのか

同一法人が、介護老人福祉施設と通所介護など、複数の事業所等を経営している場合であっても令和5年10月の給付と同様に、それぞれに該当する給付金が支給されます。

ただし、同一事業所で介護予防サービスと介護サービスを併せて実施している場合は、一つの対象事業所として給付します。

### Q 4 令和6年1月1日から休止しているが今回の追加給付の対象となるか

令和5年10月1日時点でサービス提供されている場合は、1回目の給付（令和6年2月29日を予定）は対象となりますが、2回目の給付（令和6年3月中旬頃を予定）は対象となりません。

### Q 5 新規指定を受けて令和5年10月1日からサービス提供を行っているが今回の追加給付対象となるか

今回の給付は、令和5年10月に給付金を受給された事業所等に対する追加支援となりますので、令和5年10月1日から新規指定を受けた事業所等は対象となりません。

Q 6 食材費は今回の追加給付の対象ではないのか

食材費については、価格高騰分の一部として令和5年10月に給付した給付金の中で、令和5年1月1日から令和6年3月31日までの食材費を見込んでいます。

また、限られた予算の範囲内で給付を行うことから、今回の追加給付の対象としていません。

Q 7 事業所等は鹿児島県内にあるが、法人の本社が鹿児島県内にない場合、追加給付金を受給できるか。

設置法人が鹿児島県外であっても、対象事業所等が県内に所在する場合は給付対象となります。

なお、設置法人が鹿児島県内にあっても県外に所在する事業所等については対象外です。

Q 8 訪問系サービスの事業所が支給対象とならないのはなぜか。

本給付金は、利用者のサービス利用に供する事業所等に対するLPガス使用に係る経費の一部を支援することを目的としていますので、利用者のサービス利用に供する事業所等を必要としない訪問系サービスは対象外としています。

Q 9 介護予防サービスは一つのサービスとして受給できるか。

同一事業所で介護予防サービスと介護サービスを実施している場合は、一つの対象事業所として給付します。

【例】通所介護と、総合事業の通所型サービスを提供している場合は、「通所介護」の事業所として給付します。

Q10 短期入所（ショートステイ）の併設型及び空床利用型は対象になるか

短期入所の場合、単独型のみを対象としています。併設型及び空床利用型は本体施設が対象となります。

Q11 公設の事業所等は給付金の支給対象となるか

地方自治体や一部事務組合等が設置・経営した公設の事業所等（指定管理者が管理する事業所等を含む）については、支給対象となりません。

Q12 この給付金と同様の目的（Q 1 参照）の給付金又は補助金等を市町村から受給又は今後、受給する予定があるが、県からの給付金も併せて受給できるか

市町村等から同じ目的の給付金又は補助金を受給している（予定を含む）場合であっても、県からの給付金は併せて受給することができます。

※ 市町村によっては、併給を禁止している場合がありますので関係市町村に確認してください。

Q13 支給された給付金は使用に制限があるか。

この給付金は、Q 1 に記載のとおり事業所等の負担を軽減するために支給するものですので、使用に制限はありません。

また、給付金の使用実績に係る県への報告等は不要です。

Q14 この給付金は税務上、課税対象となるか。

この給付金は、税制上、益金に算入され課税対象となる可能性があります。詳しくは、税務署等に御確認ください。